

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第六十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次

のように改正する。

別表第一第一号の2の(ニ)中「九二一、〇〇〇円」を「九八四、〇〇〇円」に改め、同表第二号の1の(ニ)中「七四〇円」を「七五〇円」に改め、同表

第三号の3の(一)中

一三、七〇〇円一七、四〇〇円二五、四〇〇円三〇、三〇〇	二二、二〇〇円二八、六〇〇円三九、六〇〇円四六、四〇〇
-----------------------------	-----------------------------

〇円三八、三〇〇円	五、五〇〇円
〇円五八、七〇〇円	七、八〇〇円

一四、二〇〇円一八、〇〇〇円二六、〇〇〇	二三、〇〇〇円二九、五〇〇円四〇、〇〇〇
----------------------	----------------------

三〇〇円三一、三〇〇円三九、六〇〇円	五、七〇〇円
九〇〇円四七、九〇〇円六〇、六〇〇円	八、一〇〇円

に改め、同号の3の

(ニ)中

四、六〇〇円	六、二〇〇円	九、三〇〇円一、二〇〇円一四、三〇〇
七、一〇〇円	九、五〇〇円一三、五〇〇円一六、〇〇〇円二〇、二〇〇	

〇円	一、九〇〇円	四、七〇〇円	六、三〇〇円	九、五〇〇円一、
〇円	二、六〇〇円	七、四〇〇円	九、八〇〇円一三、九〇〇円一六、	

五〇〇円一四、七〇〇円	一、九〇〇円
五〇〇円二〇、八〇〇円	二、七〇〇円

に改め、同表第六号の3中「一九

六、〇〇〇円」を「二〇九、〇〇〇円」に改め、同表第八号の3の(ニ)中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表第十一号の4の(ニ)中「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表第十二号の3中「六六、二〇〇円」を「六七、四〇〇円」に改める。

別表第二第一号の1の(ニ)中「一一、九〇〇円」を「一二、五〇〇円」に改め、同号の1の(ニ)中「八、一〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同号の1の(ニ)中「七、一〇〇円」を「七、五〇〇円」に改め、同号の1の(四)中「一一、五〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年九月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十二号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)から(七)までを削り、(八)を(四)とし、(九)を(五)とし、(十)を(六)とし、(十一)を削り、(十二)を(七)とし、(十三)を(八)とし、同号を同表第十一号とし、同表第八号中

イ 飼料の自給度の向上を図るために必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金

飼料作物の作付面積十アールにつき十四万四千円	以十年以内	三年以内
------------------------	-------	------

ロ 肉用牛の飼養規模の拡大又は飼養管理方法の改善を図るために必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金

(イ) 繁殖牛に係るもの	繁殖牛一頭につき十六万七千円	以十年以内	三年以内
(ロ) 肥育牛に係るもの	肥育牛一頭につき二十七万二千三百円	以十年以内	三年以内

ハ 育成牛に係るもの

(イ) ほ育苗成牛に係るもの	ほ育苗成牛一頭につき二十万七千円	以十年以内	三年以内
----------------	------------------	-------	------

イ 飼料の自給度の向上を図るために必要な資金

(イ) 施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	飼料作物の作付面積十アールにつき十四万四千円	以十年以内	三年以内
(ロ) 排水改良、土壌改良その他飼料作物の作付条件の整備を行うのに必要な資金	飼料作物の作付面積十アールにつき三万六千円	以七年以内	三年以内

を

同号を同表第十号とし、同表第七号中「又は野菜」を「野菜」に、「管理する」を「管理し、有害なウイルスに汚染されていない野菜の苗（以下「

			口 肉用牛の飼養規模の拡大又は飼養管理方法の改善を図るために必要な資金	
			(イ) 施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	(ロ) 肉用牛（繁殖牛）の購入に要する資金
(1) 繁殖牛に係るもの	(2) 肥育牛に係るもの	(3) 育成牛に係るもの	(1) 繁殖牛に係るもの	(2) 肥育牛に係るもの
一頭につき十 六万七千円	一頭につき二 十七万二千三 百円	一頭につき二 十万七千円	一頭につき十 四万五千円	一頭につき三 十六万三千円
以十年 以内	以十年 以内	以十年 以内	以七年 以内	以七年 以内
以三年 以内	以三年 以内	以三年 以内	以三年 以内	以三年 以内
(1) 繁殖牛に係るもの	(2) 肥育牛に係るもの	(3) 育成牛に係るもの	(1) 繁殖牛に係るもの	(2) 肥育牛に係るもの
一頭につき十 七万六千円	一頭につき十 九万四千円	一頭につき十 九万四千円	一頭につき十 四万五千円	一頭につき三 十六万三千円
以十年 以内	以十年 以内	以十年 以内	以七年 以内	以七年 以内
以三年 以内	以三年 以内	以三年 以内	以三年 以内	以三年 以内

に改め、

ウイルスフリー苗」という。）を増殖し、又は野菜のは種若しくは植付けから収穫若しくは調製までの一連の作業の省力化（これに必要な土壌の改良を含む。以下「野菜生産省力化」という。）を行う」に、

(一) 施設野菜経営改善資金 施設園芸における野菜の栽培において、温度、炭酸ガス濃度その他の生育条件を相互に関連させ、一体として制御するために必要な施設又は機械の購入又は設置に要する資金	施設の面積百平方メートルにつき九十九万二千元	以七年 以内	以一年 以内
(二) 施設野菜経営改善資金 施設園芸における野菜の栽培において、温度、炭酸ガス濃度その他の生育条件を相互に関連させ、一体として制御するために必要な施設又は機械の購入又は設置に要する資金	施設の面積百平方メートルにつき九十九万二千元	以七年 以内	以一年 以内
(三) 野菜生産技術改善資金 ウイルスフリー苗の増殖に必要施設、機械又は資材の購入を増殖し、又は野菜生産資金	施設の面積百平方メートルにつき四十六万六千元	以五年 以内	—

を

同表中同号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

		産省力化を 行うのに必 要な資金	
ハ 野菜の調製の 作業の省力化に 必要な施設、機 械又は資材の購 入又は設置に要 する資金	ニ 土壌改良に必 要な施設、機械 又は資材の購入 又は設置に要す る資金	ロ 野菜のは種又 は植付けから収 穫までの一連の 作業の省力化に 必要な施設、機 械又は資材の購 入又は設置に要 する資金	イ 畑作技 術合理化 資金 知 事が定め る基準に 基づき、 畑地にお ける作物 の種類 の組合せ及 び栽培管 理方法の 改善によ りその作 付体系を 合理化し、 かつ、そ の農業の 生産行程 の総合的 な改善を 行う生産 方式を導 入するの に必要な 資金
作付面積十ア ールにつき六 十二万六千円	作付面積十ア ールにつき五 十萬六千円	作付面積十ア ールにつき五 十萬六千円	イ 当該生産方式を導入するた めに必要な施設、機械又は資 材の購入又は設置に要する資 金
七年 以内	七年 以内	七年 以内	作付体系の合 理化に係る畑 地の面積十ア ールにつき十 四万四千円
一年 以内	一年 以内	一年 以内	当該生産方式を導入するた めに必要な排水改良、土壌改 良その他作付条件の整備を行 うのに必要な資金

に改め、

		六 畑作技 術合理化 資金 知 事が定め る基準に 基づき、 畑地にお ける作物 の種類 の組合せ及 び栽培管 理方法の 改善によ りその作 付体系を 合理化し、 かつ、そ の農業の 生産行程 の総合的 な改善を 行う生産 方式を導 入するの に必要な 資金	
イ 当該生産方式を導入するた めに必要な施設、機械又は資 材の購入又は設置に要する資 金	ロ 当該生産方式を導入するた めに必要な排水改良、土壌改 良その他作付条件の整備を行 うのに必要な資金	作付体系の合 理化に係る畑 地の面積十ア ールにつき十 四万四千円	作付体系の合 理化に係る畑 地の面積十ア ールにつき五 万九千円
七年 以内	七年 以内	七年 以内	一年 以内

様式第一号を次のように改める。

七 稲作省力生産安定資金 知事が定める基準に基づき、稲の移植時期を延長し、若しくは稲の移植と同時に施肥を行い、又はこれらと併せて土壌改良を行うことによりその農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するのに必要な資金		イ 成苗移植栽培を行うために必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	ロ 移植と同時に側条施肥を行うために必要な機械の購入に要する資金	ハ 土壌改良を行うのに必要な資金
千円	作付面積一ヘクタールにつき八十七万六千円	作付面積一ヘクタールにつき三十万三千円	作付面積一ヘクタールにつき五十三万六千円	作付面積一ヘクタールにつき二百三十八万二千円
以七年以内	以七年以内	以七年以内	以七年以内	以七年以内
以一年以内	以一年以内	以一年以内	以一年以内	以一年以内



整理番号	財源コード	都道府県	地方	普及所	貸付年度	貸付決定番号	取扱農協
	31						

借受者	住所	地	借受形態	資金コード	貸付対象事業	申請額
			個人 受農家 共同 体	種類 細目	事業量 事業費 千円	(貸付額) 千円

償還期間 年	償 還 計 画									
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
月										
日										
償還額 千円										

統計用記入欄

- (注) 「借り受けようとする資金の種類等」欄は、別に定める資金分類表に従って記入すること。
- 1 各種コープは、別に定めないこと。コープ番号表に従って記入すること。
  - 2 「貸付対象事業」欄は、種を切り上げること。
  - 3 「事業量は、千円未満を切り上げること。
  - 4 (1) 事業量は、千円未満を切り上げること。
  - 5 (2) の例によること。 (3) の場合に細目別内訳を記入すること。この場合においては、4の(1)及び5の(2)の例によることとするが、その合計額が「貸付対象事業」欄の事業費と一致するように調整すること。

細 目 別 内 訳			
細目	事業量	事業費 千円	貸付額 千円

資金状況の借入れ・補助	借入れ資金 (補助事業) の名称	借入れ (補助) の年月	資金使途 (補助対象)	借入 (補助) 額 (千円)	償還期限 (年)	備 考
		年 月				
		年 月				
		年 月				

(注) 農業改良資金のうち現に借入れている資金の全部及び農業改良資金以外の借入金、補助金等のうち本申請に係る事業と関連するものについて記入すること。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号(第14条関係)  
(一般農業改良資金用)

農業改良資金事業完了報告書

職 氏 名 殿

貸付対象事業を完了したので、鳥取県農業改良資金貸付規則第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

住 所  
報 告 者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

1 借受状況

貸付決定 資金の種類 等	年月日	年 月 日	借受年月日	年 月 日	
	番号	第 号	借受金額	千円	千円
資金種類	種類	目	事業量	事業	費
細目	目				千円

(注) 「事業量」及び「事業費」は、貸付決定に係る内容を記入すること。

2 変更状況

事業内容の変更	承認年月日	変更の内容
	年 月 日	
事業未完了の報告	報告年月日 完了見込年月日	年 月 日 年 月 日

3 事業実施状況

事業期間	年 月 日から	年 月 日まで		
事業場所				
施設、機械、資材等	事業計画	事業実績	計画と実績の相違点とその理由	
	数量 単価 金額	数量 単価 金額		
	円	円	円	
合 計				

(注)  
1 「事業計画」欄は、貸付決定に係る貸付対象事業の内容(その変更の承認を受けた場合にあつては、当該変更後のもの)について記入すること。  
2 「事業実績」の番号欄は、添付した証ひょう書類の写しとの対照番号を記入すること。



4 資金調達実績

農業改良 資金	自己資金	その他の資金		合 計
	円	金 額	調 達 先	
貸付決定に係る計画				
実 績				

(注) 「その他の資金」欄は、農業改良資金以外の借入金、補助金等について記入すること。

5 繁殖雌牛の飼養頭数

申請時頭数	計画頭数	実績頭数	
		うち貸付対象	うち貸付対象
頭	頭	頭	頭

(注) 畜産振興資金の肉用牛の購入に要する資金の貸付けを受けた場合に記入すること。

下欄は記入しないこと。

農業協同 組合の 確認	実績貸付限度	実績貸付限度超過額	④の処理経過	
	千円	(貸付金額-⑦) 千円	措置内容 (繰上償還等)	措置年月日 置 置 年 月 日
上記のとおり相違ないことを確認しました。				
年 月 日 所属農協 確認責任者 氏 名 職 名				

(畜産振興資金の肉用牛の育成に要する資金用)

農業改良資金事業完了報告書

職 氏 名 殿

貸付対象事業を完了したので、鳥取県農業改良資金貸付規則第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

住 所 報告者 氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 借受状況

貸付決定	年月日	番号	年 月 日	借受年月日		年 月 日
				借受金額	千円	
資金の種類等	資金種類	目		事業量	事業費	千円
		目				
		目				

(注) 「事業量」及び「事業費」は、貸付決定に係る内容を記入すること。



下欄は記入しないこと。

農業協同組合の確認									
貸付対象経費の適否									
貸付限度額の適否		実貸付限度額 ⑦の処理経過 措置年月日 措置金額 千円		実貸付限度額 ⑦の処理経過 措置年月日 措置金額 千円		実貸付限度額 ⑦の処理経過 措置年月日 措置金額 千円		実貸付限度額 ⑦の処理経過 措置年月日 措置金額 千円	
繁殖雌牛の適否									
月	齢	対象牛	育成期間	増	頭	飼養頭数			
肥育牛の適否									
出荷月齢		育成期間		対象牛					
記帳の適否									
飼養管理改善の適否									
上記のとおり相違ないことを確認しました。 年 月 日 所属農協 確認責任者 職 氏 名									

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。